

ASNITE 標準物質生産者認定の一般要求事項 (RMPR21) の改正要旨

平成 26 年 6 月 9 日

環境認定課

1. 改定理由

APLAC の標準物質生産者認定における技術文書である APLAC TC 008 (APLAC Requirements and Guidance on the Accreditation of a Reference Material Producer) の 2013 年 8 月の改定にて、標準物質生産者認定の認定基準が変更されたため、それを一般要求事項に反映するために改定を行う。

2. おもな改正内容

➤ 認定基準の変更及びそれに伴う記載の変更

TC 008 にて RMP の認定基準が改定され、ISO Guide 34 と ISO/IEC 17025 のコンビネーションから ISO Guide 34 単独となったことによる。

➤ JIS Q 0034:2012 (ISO Guide 34:2009) の用語との整合

前回の改定 (第 7 版) は ISO Guide 34:2009 に対応した改定であり、JIS Q 0034 の 2012 年版の用語と整合がとれていない部分があったため、その点を修正した。

➤ IAJapan が発行する他の一般要求事項の書式との整合

他の ASNITE プログラム一般要求事項で使用されている用語等と可能な範囲で整合を図った。また、項順や記載内容などについても可能な範囲で整合させた。

➤ 認証書の扱いについての記載変更

発行した認証書の記録について明確化した。

3. 改正期日

平成 26 年 8 月 1 日付改正を予定。

以上